

会員各位

重 要

(一社)兵庫県宅地建物取引業協会  
神戸東支部  
支部長 畑 中 功 輔  
総務部長 永 井 靖 造

会員の皆様へのお願い  
(緊急事態宣言の発令を受けて)

謹啓

春暖の頃、会員各位におかれましては、益々ご清祥の段、お慶び申し上げます。  
平素は支部運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて当支部においては、ホームページでもご案内の通り、今般の緊急事態宣言の発令を受け、以下の通り新型コロナウイルスの感染拡大防止に最大限の対策を講じることといたします。

つきましては、会員各位にはご面倒をお掛けすることとなり、恐縮至極に存じますが、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

- ① 期間中における支部事務局の執務時間を、以下の通り変更いたします。  
午前：午前10時より12時まで 午後：午後1時より午後4時まで
- ② 上記に伴い、免許申請業務の受付時間を、以下の通りとします。  
午前：午前10時より午前11時30分まで 午後：午後1時より午後3時まで
- ③ 緊急事態宣言発令の状況を鑑みて、支部事務所へのご来所はお控えください。  
ご来所をお控え頂く為、免許申請及び各変更届の記載方法等、手続きの相談は電話またはFAX、メール等にて対応させていただきます。また原本の提出に関しましては、原則、郵送または支部郵便ポストに投函して頂く事で対応させていただきます。  
※支部郵便ポストへの投函は、必ず事前にご連絡頂きます事と、上記事務局執務時間内  
にお願いいたします。
- ④ やむを得ずご来所が必要な場合、事前に事務局へ電話またはFAX、メール等でご相談ください。必要に応じてご予約等の手配をさせていただきます。  
《連絡先》TEL：078-843-4592  
FAX：078-843-1444  
e-mail：info@htk.gr.jp
- ⑤ 会員の皆様に於かれましては、日常の生活においても不要不急の外出をお控えいただき、十分な感染防止対策を講じていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

以上